

奈良県障害者計画

平成22年3月



奈良県

「ともに生きる」社会の実現に向けて



奈良県では、平成 17（2005）年 4 月からの 10 年間を計画期間とした「奈良県障害者長期計画 2005 ～ともに生きる～」を策定し、障害福祉施策を積極的に進めてきましたが、平成 21 年度には、この奈良県障害者長期計画 2005 の前期 5 カ年が終了することから、平成 22 年度を始まりとする、後期 5 カ年の計画を策定することとなりました。

しかしながら、障害福祉施策を取り巻く環境は、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行されるなど大きく変化し、本県では、「奈良県障害福祉計画（第 1 期計画）」を策定し、地域生活移行及び就労移行の数値目標並びに福祉サービスの見込み量などを定め、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

こうした変化を踏まえ、本県にお住まいの障害のある人とその家族の方々が感じている課題やニーズをしっかりと把握した上で施策を検討する必要があると考え、障害のある人とその家族、障害福祉サービスを提供する事業所とその職員、医療機関を対象として大規模な「障害者の生活、介護等に関する実態調査」を実施しました。

この実態調査により判明した課題やニーズに対応するため、このたび、奈良県障害者長期計画 2005 の後期計画と奈良県障害福祉計画の第 2 期計画を一体とした新たな計画、「奈良県障害者計画」を策定しました。

奈良県障害者計画では、「障害のある人が誇りをもって人生を歩むことができる地域社会の実現」と「誰もが社会の一員として包み込まれお互いに支え合う地域社会の実現」を新たな基本理念として、「ともに生きる」社会のより一層の実現に向けて、福祉、教育、雇用、保健、医療、まちづくりなど、生活全般を通じた幅広い分野での施策の総合的な推進を図ってまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 22 年 3 月

奈良県知事 荒井 正吾

